令和2年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

東濃県事務所

サービス種別	指摘項目	来 <u>决决导務</u> 的 指摘事項
リーレ人性別	拍胸块日	
通所介護	おやつ代につい て	おやつ代について、記録上では利用者はおやつを食べていなかったが、おやつ代を請求したケースを1件確認した。 おやつ代を請求したケース1件について、利用者に返金すること。 また、前回の実地指導以降、同様の事案がないか自主点検を行うとともに、必要な手続きを行うこと。
通所介護	サービス提供体 制強化加算 (Ⅱ)について	サービス提供体制強化加算(II)を算定しているが、通所介護に従事する介護職員の総数のうち、勤務年数3年以上の職員が占める割合を算出していないことを確認した。 常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いた勤務年数3年以上の職員が占める割合を算出すること
通所介護	管理者の責務 について	従業者の一人が実際は休んでいたが、その従業者のタイムカードは入力されていて、 出勤したことにしていることを確認した。 この日は、その従業者が休日を取得しても人員基準は足りていたが、不適正事案に なる可能性があるので、管理者は従業員の業務の実施状況を一元的に把握すること。
通所介護	キャンセル料に ついて	運営規程、重要事項説明書、契約書のキャンセル料の記載内容がそれぞれ違う記載をされてことを確認したので、運営規程、重要事項説明書、契約書のキャンセル料の記載内容を一致しておくことが望ましい。
訪問介護	初回加算について	初回の訪問介護を行った日の属する月に、訪問介護計画が未作成の状況で、初回加算を算定したケースを確認した。このようなケースは、初回加算を算定することができないので、必要な過誤調整を行い、その結果について、「介護給付費に関する請求誤り自主点検結果報告」(別紙1)及び(別紙2)により報告すること。また、過去のケースを見直し、同様の事実がないか自主点検を行い、その結果を「介護給付費に関する請求誤り自主点検結果報告」(別紙1)及び(別紙2)により報告するとともに、必要な過誤調整を行うこと。
訪問介護	2人の訪問介 護員等による訪 問介護の取扱 い等ついて	2人の訪問介護員等で対応したケースについて、訪問介護計画書に2人の訪問介 護員等による訪問介護を位置付けていないことを確認した。 訪問介護計画書に2人の訪問介護員等による訪問介護を位置付けること。
訪問介護	訪問介護計画書の作成について	契約した利用者の訪問介護計画書を作成していないケース、訪問介護計画書にサービス区分、時間を記入していないケースを確認した。サービス提供責任者は、当該事業所と契約したすべての利用者に対して、具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画書を作成すること。また、訪問介護計画書にサービス区分、時間を必ず記入すること。
訪問介護	管理者の兼務について	管理者が同一法人内の住宅型有料老人ホームの業務を行っていたことを確認した。 管理者の兼務は、同一敷地内にある他の事業所又は施設の職務に従事すること は認められているが、同一敷地内にはない住宅型有料老人ホームの職務に従事することはできないので改善すること。
訪問介護	サービス提供責任者について	サービス提供責任者が同一法人内の住宅型有料老人ホームの業務を行っていたことを確認した。 住宅型有料老人ホームの職務に従事することは、常勤のサービス提供責任者は認められないので、改善すること。
訪問介護	勤務体制の確 保等について	訪問介護事業所と同一法人内の住宅型有料老人ホームの勤務を明確に区分していない、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を記載していない勤務表を確認した。 訪問介護事業所と法人内の住宅型有料老人ホームの勤務を明確に区分して、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を記載した勤務表を作成すること。

サービス種別	指摘項目	指摘事項
訪問介護	サービス提供の記録について	サービス実施記録に初回加算の算定根拠となるサービス提供責任者が訪問した記録がない。また、2人の訪問介護員等による訪問介護を算定しているが、訪問介護員一人しか記載していないケースを確認した。 訪問介護を提供した場合は、具体的なサービス内容等を記録すること。
訪問介護	秘密保持等について	訪問介護員等の数名が、「入社誓約書」で秘密保持の誓約をしていないことを確認 した。当該訪問介護員等に「入社誓約書」で秘密保持の誓約をさせること。
訪問介護	記録の整備について	電子機器が破損したためサービス提供記録の保管がされておらず、以前のサービス 提供記録が確認できなかった 具体的なサービスを提供した日の属する翌々月の末日から5年間保存しておくこと。
訪問介護	研修の機会の 確保について	訪問介護員等に対する研修を行っていないことを確認した。訪問介護員等の資質 の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保すること。
訪問介護	訪問介護員等 との雇用契約に ついて	一部の訪問介護員等に対して、雇用契約をされていることが書類等で確認できなかった。訪問介護員等と雇用したことが書類等でわかるようにすること。
訪問介護	身分を証明する 書類の携行について	訪問介護員等に名札等、身分を証明する書類や名札が携行されていないことを確認した。訪問介護員等に身分を証する書類や名札を携行させること。
訪問介護	重要事項説明 書の内容につい て	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がないことを確認した。重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」に関する項目を記載すること。
通所介護	重要事項説明 書の内容につい て	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がないことを確認した。重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」に関する項目を記載すること。
介護老人福祉施設	介護福祉施設 サービスの取扱 方針について	介護職員が利用者に対して身体的拘束を実施したが、施設長等に相談をせず、 緊急やむを得ないとの独自の判断によるものであったことを確認した。 また、身体的拘束を行った日に、施設長等への報告をしていない上に、身体的拘束 の記録も行っていなかった。該当職員から事情を聴き取ったところ、緊急やむを得な い理由があったとは認め難く(特に非代替性)、施設サービス計画に基づいた利用者 の心身の状況等に応じた適切な処遇ではないことを確認した。 このようなケースは、指定介護福祉施設サービスの取扱方針の基準が遵守されてい ないため、身体的拘束を行った日は、介護報酬を算定することが認められないので、 必要な過誤調整を行い、その結果について、「介護給付費に関する請求誤り自主 点検結果報告」(別紙1)及び(別紙2)により報告すること。 また、前回の実地指導日以降のケースを見直し、同様の事実がないか自主点検を 行い、その結果を「介護給付費に関する請求誤り自主点検結果報告」(別紙1)及 び(別紙2)により報告するとともに、必要な過誤調整を行うこと。
介護老人福 祉施設	緊急やむを得ない身体的拘束 について	介護職員が利用者に対して身体的拘束を実施したが、施設長等に相談をせず、 緊急やむを得ないとの独自の判断によるものであったことを確認した。 また、身体的拘束を行った日に、施設長等への報告をしていない上に、身体的拘束 の記録も行っていなかった。身体的拘束を行った職員から事情を聴き取ったところ、 緊急やむを得ない理由があったとは認め難いものであった(特に非代替性)。 ついては、身体的拘束等の適正化のための研修を行い、介護職員その他の従業者 に身体的拘束の基準等、適切な知識を普及・啓発するとともに、適正化の徹底を 図ること。
介護老人福 祉施設	身体拘束廃止 未実施減算に ついて	介護職員の独断により、利用者に対し身体的拘束を実施したが、身体的拘束の記録がないことを確認した。このようなケースは、身体拘束廃止未実施減算に該当するので、身体拘束廃止に関する改善計画の提出及び体制の変更の届出を行い、身体拘束廃止未実施減算を算定すること。また、身体拘束廃止に関する改善計画の進捗状況を当所へ毎月報告した上で、改善計画に基づく改善状況を報告すること。なお、改善状況の報告が認められた場合は、体制の変更を届け出ること。改善確認の報告が認められなかった場合は、当所の指導に従うこと。

サービス種別	指摘項目	指摘事項
介護老人福祉施設	市町村及び県 への報告につい て	身体的虐待が疑われる事案について、「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領(平成30年10月1日県高齢福祉課制定。以下「取扱要領」という。)」では、発生(発見)から24時間以内に市町村及び県へ報告を行うことを求めているが、当所へ報告(電話での第一報)があったのは24時間を過ぎてからであった。 虐待(疑い含む)を受けた高齢者を発見した場合は、速やか(24時間以内)に市町村及び県へ報告を行うこと。
訪問介護	重要事項説明 書の内容につい て	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がないことを確認した。重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」に関する項目を記載すること。
訪問介護	身分を証明する 書類の携行につ いて	名札に従業者の写真の貼付がなかったので、従業者個人の名札に写真を貼付する ことが望ましい。